

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年山梨県規則第76号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年1月29日

2 一般競争入札に付する事項

入札は（1）に示す単位で実施する。

（1）調達をする物品等の名称及び数量

山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気 一式

（2）調達する物品等の仕様等

別添山梨県立北杜高等学校ほか38施設の電気調達に係る仕様書のとおり

（3）供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）供給場所

山梨県教育委員会教育長が指定する場所

3 入札に参加するために必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和7年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年山梨県告示第43号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

（3）山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（燃料類・電力）のうち、「電力」に登録されている者であること。

（4）この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるものでないこと。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (8) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することが認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

4 入札参加資格の審査

入札参加者で、3の（2）に該当しない者（本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者）は次により当該資格の審査を受けなければならない。

また、登録内容を変更しようとする者も同様とする。

(1) 資格審査申請書の提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

(2) 申請書の提出方法

申請書は提出場所に持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 審査に関する問い合わせ先及び申請書の提出場所

山梨県出納局管理課 調度担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1395（直通）

5 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期限

この入札説明書の交付を受けた日から令和8年2月5日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

ただし、郵送による提出の場合、令和8年2月5日（木）午後4時までに到着するよう送付すること。

(2) 確認申請書の提出方法

確認申請書は、持参又は郵送により提出するものとする。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県教育庁学校施設課 管理・助成担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1760（直通）

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 入札参加資格の審査を受けている者は、3の（2）に該当することを証明する書類の写し（物品等競争入札に参加する者に必要な資格の審査結果通知書）

また、4により申請中の者は、当該審査申請書の写し。

イ 誓約書（様式2）

ウ 3の（7）を確認するため小売電気事業者の登録通知の写し。

エ 供給実績調書（様式3）

オ 返信用封筒（「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

（5）入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、令和8年2月13日（金）までに郵便により発送する。

（6）その他

ア 提出期限後の確認申請書等の差し替え、再提出は認めない。

イ 提出された確認申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

（1）手続き

令和8年2月16日（月）午後4時までに山梨県教育委員会教育長あての書面（様式は任意）を5の（3）の場所に持参して行わなければならない。

（2）回答

令和8年2月17日（火）までに郵便により発送する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

（1）質問の受付

質問事項がある場合は、質問事項を簡潔にまとめ、質問書（様式4）により、令和8年2月5日（木）午後5時までに、持参、郵送又は電子メールでのファイル添付により5の（3）の場所もしくは下記のメールアドレスに提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「入札説明書に関する質問」とし、送信後、5の（3）の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：gakko-sst@pref.yamanashi.lg.jp

（2）質問に対する回答書の公表

令和8年2月10日（火）までに山梨県教育庁学校施設課のホームページに掲載するとともに、山梨県教育庁学校施設課管理・助成担当において回答書を配付する。

ホームページ：<https://www.pref.yamanashi.jp/gakko-sst/index.html>

8 入札及び開札の日時及び場所

（1）実施日 令和8年2月25日（水）

(2) 時間

山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気 一式 午前10時

(3) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館406会議室

(4) 入札及び開札の立ち会い

ア 入札は2(1)に示す単位で実施する。

イ 入札及び開札の立ち会いについては、入札者又はその代理人をもって行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札参加に際しては、山梨県教育委員会教育長から入札参加資格を有することの確認を受けた5の(5)の入札参加資格確認通知書(写しでも可)を持参すること。

エ 代表者が出席する場合は、代表者の印を持参すること。代理人が出席する場合は、委任状(様式6)と当日出席する者の印鑑を持参すること。(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)

(5) 郵送による入札

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書(様式5)のほか、入札金額の根拠となる施設ごとの計算内訳書(任意様式)、5の(5)入札参加資格確認通知書の写しを同封し、令和8年2月24日(火)午後4時までに、山梨県教育庁学校施設課管理・助成担当(〒400-8504山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号)に必着すること。

9 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語によるものとし、入札金額は、日本国通貨によるものとする。

(3) 入札金額は、供給期間である1箇年分の基本料金、電力量料金及びその他料金の総合計金額とする。入札金額は税込額とし、基本料金、電力量料金及びその他料金のそれぞれに1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を見積もることとする。また、その入札金額の根拠となる単価等がわかる計算内訳書(任意様式)を入札時に提出すること。

ア 基本料金は、県が提示する契約電力に対し契約希望基本料金単価を乗じて計算した金額とする。また、基本料金は常時電力と予備電力(予備線)の総計とすること。

イ 電力量料金は、希望電力量料金単価に希望市場価格調整単価を加えた合計金額に、県が提示する使用電力量を乗じて計算した金額の1年間の総計とすること。また、国の電気・ガス料金支援による値引き単価は考慮しないこととする。

ウ その他料金は、県が提示する契約電力及び使用電力量によって変動しない毎月定額の料金とすること。ただし、その他料金を定めない場合は、入札金額の総合計金額から除くことも可能とする。

(4) 落札者決定にあたっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する

額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(総合計金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。

ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

(6) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書及び計算内訳書の引替え、変更、取り消しをすることができない。

(7) 入札の回数は2回を限度とする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても原則として入札を執行する。

ただし、郵送による入札の場合は、1回目の入札時に開札を行い、再度入札になった場合には、これを棄権したものとする。

10 入札の無効

規則第129条各号のいずれかに該当する入札のほか、次に該当する入札は無効とする。

(1) 入札公告に示した一般競争入札の参加資格のない者が行った入札

(2) 入札時刻に間に合わなかったとき

(3) 指定の日時までに入札書及び計算内訳書が提出されないとき

(4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札

(5) 入札書及び計算内訳書の記載に不備のある場合

(6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

11 落札者の決定方法

(1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

12 契約書の作成

別添契約書のとおり。

ただし、作成時における落札者との協議により必要な修正を行う。

また、本件調達における契約書は、調達における基本事項を定めるものとし、各需要者と落札者との個別供給契約については、別途、落札者の約款等に基づき行うものとする。

13 入札保証金

入札に参加しようとする者は、規則第108条に規定する入札保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第108条の2に該当する者は、これを免除する。この場合は、5の入札参加資格の確認と併せて審査を行い、免除の可否を5の（5）に併せて通知する。

14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

15 違約金

規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

16 その他

（1）落札者が契約締結までの間に、3の入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

（2）入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

（3）本件調達の担当

山梨県教育庁学校施設課 管理・助成担当

電話 055-223-1760（直通）

様式 1

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山梨県教育委員会 教育長

荻野 智夫 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

次の調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 公 告 日 令和8年1月29日

2 調達する物品等の名称及び数量 山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気 一式

3 供 納 場 所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

様式2

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下記契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県教育委員会 教育長 萩野 智夫 殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式3（その1）

供給実績調書

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者 氏名

印

供給実績一覧（令和7年度）

発注者	供給先（名称）	契約電力 (キロワット)	供給(予定)電力量 (キロワット時／年)	供給期間	備考
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

※ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、及び地方独立行政法人^(注)への本年度の契約（現在履行中のもの）とすること。

(注) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政独立法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

供給実績調書

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者 氏名

印

供給実績一覧（令和5・6年度）

発注者	供給先（名称）	契約電力 (キロワット)	供給電力量 (キロワット時／年)	供給期間	備考
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

※ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、及び地方独立行政法人^(注)への過去2年間（令和5・6年度）の供給実績とすること。

※ 記入しきれない場合は、複数枚に記載すること。

※ 上記に記載した実績について、それぞれ契約書の写し及び履行を証明する書類を添付すること。

※ 本様式の記載事項をもって、入札保証金、契約保証金の免除の可否審査を行うため、年度ごとに本件予定数量と同等(以上)となる契約実績を記載すること。

(注) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する行政独立法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

様式4

質問書

令和 年 月 日

山梨県教育委員会 教育長
荻野 智夫 殿

商号又は名称
代表者氏名
担当部署
担当者氏名
連絡先

印

「山梨県立北杜高等学校ほか38施設の電気調達」(令和8年1月29日公告)について、次の事項について質問します。

入札説明書、 仕様書の 該当ページ等	質問内容

様式5

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

山梨県教育委員会 教育長
荻野 智夫 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 (印)

上記代理人
氏 名 印

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)、仕様書等熟覧のうえ、次のとおり入札します。

1 名称及び数量 山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気 一式

2 供給場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所(仕様書の供給場所)

3 金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4 内訳 計算内訳書のとおり

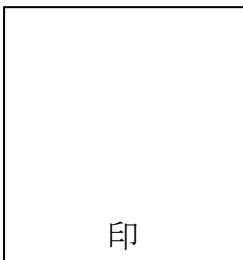
(注1) 力率割引又は割増及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとし、別に入札金額の根拠となる単価等のわかる施設ごとの計算内訳書を併せて提出すること。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(注3) 金額の前に「金」又は「¥」を記入すること。

委 任 状

使用印鑑



※ 当日、入札に使用する印鑑

受 任 者

(代 理 人)

住 所

商号又は名称

代理 人 氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

・一般競争入札に関する一切の行為

1 名称及び数量 山梨県立北杜高等学校ほか38施設の電気調達 一式

2 供 給 場 所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

3 委 任 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

山梨県教育委員会 教育長 萩野 智夫 殿

計算內訣書

件名：

提出者：

総額(税込)	
総額(税抜)	

入札金額は以下の式に当てはめることにより算定することとする。

電気料金=基本料金+電力量料金+その他料金

基本料金 = **基本料金単価** × 契約電力

電力量料金 = (電力量料金単価 + 市場価格調整単価) × 使用電力量

それぞれの小計は1箇年分の金額とすること

山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気調達基本契約書

山梨県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気調達に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲の所管機関と乙とが、甲の山梨県立北杜高等学校ほか38施設で使用する電気を需要に応じて供給する契約を締結するに当たり、基本となる事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）供給場所、供給仕様等

別紙「仕様書」のとおり

（2）契約単価

別紙「契約単価表」のとおり

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（5）電気料金の請求及び支払に関しては個別の契約による。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として円を納付するものとする。

【免除する場合】

第3条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号の規定により免除する。

（料金の算定）

第4条 電気料金は、基本料金、電力量料金、その他料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。

（1）基本料金は、仕様書に定める各供給場所の契約電力に契約単価表の基本料金単価を乗じて得た額に、仕様書によって算定された力率割引又は割増しを行うものとする。

- (2) 電力量料金は、仕様書に定める電力量料金単価に市場価格から算出した市場調整単価を加えた合計に、計量期間に係る30分ごとの使用電力量を乗じて得た額の総額とする。
- (3) その他料金は、契約単価表に定める料金とする。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金であり、仕様書の規定により算出された料金とする。

(料金の支払等)

第5条 乙は、月ごとに第4条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

(単位及び端数処理)

第6条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したとき。
- (3) 第12条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（5）乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

- ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。
 - ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。
- （6）その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は甲に対し違約金として、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に比例する契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

- 第8条 乙は、前条第1項第5号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、予定数量に契約単価を乗じて得た額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約が完了した後も同様とする。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前

項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び電気調達に要する費用はすべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(延滞違約金)

第11条 乙は、違約金または損害賠償金を支払期限までに支払うことができない場合は、遅延日数に応じ、請求額に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(乙による契約の解除請求)

第12条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が困難になったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

(保証金)

第13条 乙が合併、会社分割等により事業を包括承継する場合その他の事由により乙による債務の履行に重大な影響があると甲が認める場合、甲は乙に対し保証金として、予定数量から既に供給された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額の納付を求めるものとする。

2 前項の規定により前項の保証金の納付を求められたときは、乙は、保証金を甲が別途指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、次条の規定により相殺をした後もなお乙に対し債権を有する場合は、第1項の保証金を当該債権に充当することができるものとする。

4 第1項の保証金は、契約の履行が完了した後、乙に還付する。ただし、前項の充当を

行った場合は、残余がある場合に限り、その残余に相当する額を還付する。

(相殺予約)

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(秘密を守る義務)

第16条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(調査等)

第17条 甲は、乙の業務委託の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務委託の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(関係法令の遵守)

第18条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項は、乙が定める電気需給約款によるものとし、当該需給約款に定めのないとき、又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙

協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県教育委員会 教育長 萩野 智夫 印

乙